

大会発表賞選考規程

(趣旨)

第1条 日本感情心理学会は、感情心理学に関する研究発表の奨励と研究の質の向上を目的として、年次大会における発表賞を設ける。

(名称と種類 (定義))

第2条 発表賞の種類と名称は以下のように定める。

(1) 優秀研究賞

優秀研究賞とは、当該年度の年次大会(以下、大会とする)における研究発表中、学術的・社会的・教育的意義などの観点から、総合的に判断して最も優れていると評価される研究発表である。

(2) 独創研究賞

独創研究賞とは、大会における研究発表中、内容・テーマ・方法などに関して、特にアイデアとして独創性が高いと評価される研究発表である。

(3) グッドプレゼンテーション賞

グッドプレゼンテーション賞とは、大会における研究発表中、主としてプレゼンテーションの出来映えを中心に、特に発表の仕方が優れていると評価される研究発表である。

(4) 精励発表賞

精励発表賞は、年次大会において第一著者として繰り返し研究を発表している会員に対して授賞する。

(選考対象と選考手続き)

第3条 選考対象を以下のように定める。

(1) 第2条(1)から(4)の各賞の選考対象は、年次大会における一般研究発表(口頭発表及びポスター発表)とする。

第4条 優秀研究賞、独創研究賞、グッドプレゼンテーション賞の選考手続きは以下のように定める。

(1) 当該年度の一般研究発表の中から、顧問、理事、編集委員の評価に基づき、大会運営委員会および理事会で決定する。

(2) 各賞は、大会内での重複受賞を妨げない。

第5条 精励発表賞の選考手続きは以下のように定める。

(1) 受賞要件は、年次大会での研究発表(口頭発表またはポスター発表)を第一著者として5回発表していることとする。

(2) 受賞要件を満たした会員は、直近の大会終了後一ヶ月以内に、学会事務局に自己申告する。

(3) 会員からの自己申告を受けて、理事会が確認・審議・決定する。

(4) すでに精励発表賞を受賞した者でも、繰り返し申請することができる。ただし、一度授賞対象となった発表は、以後、授賞対象とならない。

(顕彰方法)

第6条 顕彰方法については以下のように定める。

(1) 発表賞の受賞者には、授賞決定後ただちに通知する。また、受賞発表および受賞者の情報については、メールニュースや学会ホームページなどを通して速やかに公表する。

(2) 発表賞の顕彰は次年度の年次大会懇親会の場において行い、理事長が賞状を受賞者に贈る。

第7条 本規則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

付記

1. 本規則は、2013年5月11日から施行する。